

# 令和5年度国民健康保険事業費納付金 及び標準保険料率等について(案)

- 平成30年度から、県は市町村とともに国民健康保険の保険者となり、市町村から国民健康保険事業費納付金を徴収するとともに、保険給付費（医療費から本人負担を除いた額）等の支払に必要な額を市町村へ交付しています。  
また、県は、各市町村の国民健康保険事業費納付金額等を踏まえ、標準的な保険料水準として「標準保険料率」を市町村へ通知し、公表することとされています。
- 今般、県において、令和5年度の国民健康保険事業費納付金や標準保険料率（案）の算定を行ったため、ここに公表するものです。

**(注) この資料の「1人当たり保険税必要額」は、低所得者に対する国保税の軽減措置等を反映していないため、被保険者の実際の負担額とは異なります。**



鹿児島県

令和5年2月10日

鹿児島県くらし保健福祉部 国民健康保険課

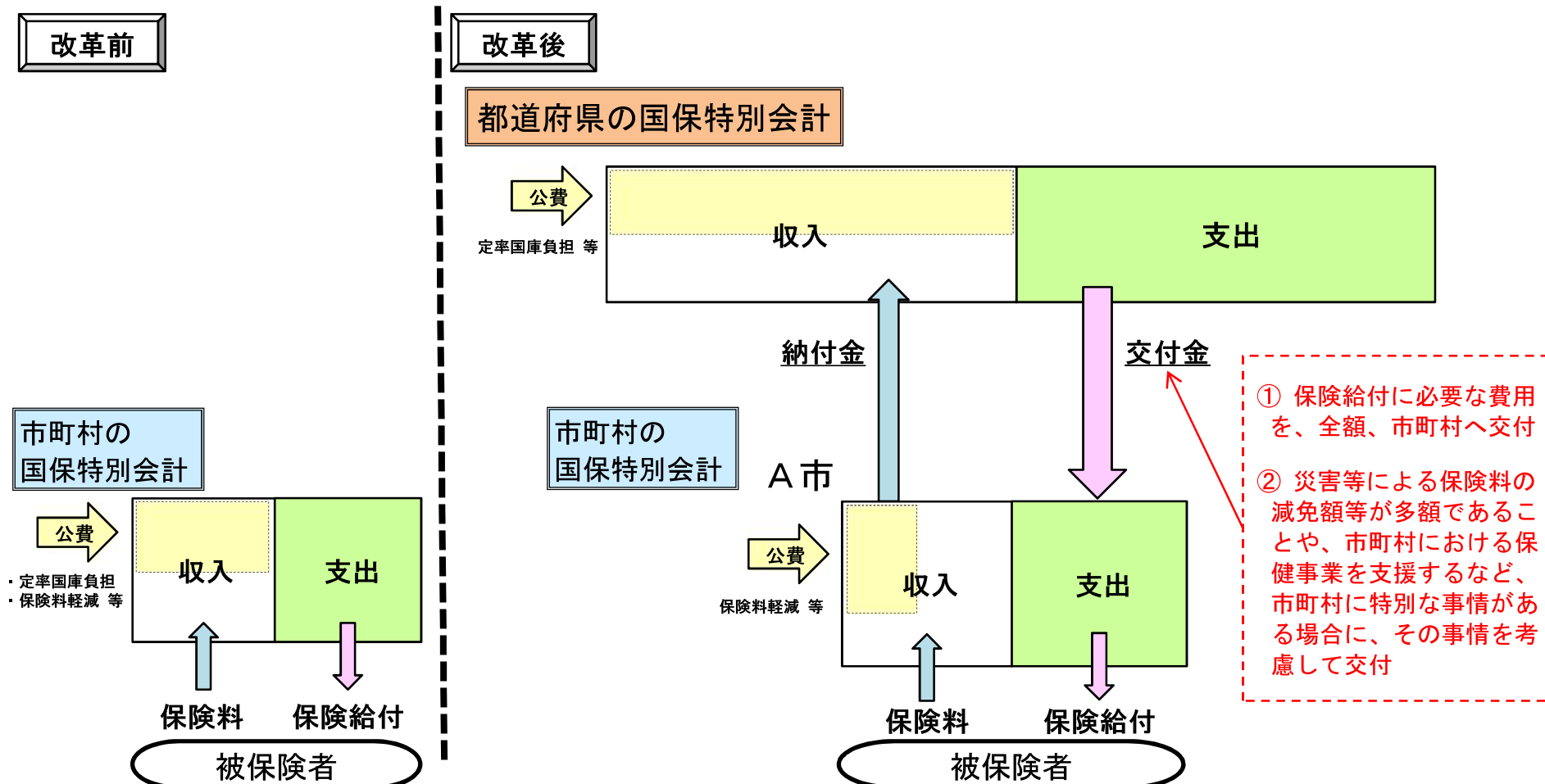
## < 目 次 >

1 国保事業費納付金等の算定方法, 算定の前提となる係数等	
(1) ① 制度改革後の国保財政の仕組み	..... P 1
② 保険料(税)の標準的な算定方法	..... P 2
③ 国保事業費納付金の算定イメージ(概要)	..... P 3
④ 国民健康保険事業費納付金等における本県の主な算定方針	..... P 4
(2) 令和5年度の国民健康保険事業費納付金の算定に当たり知事が定める数及び県が定める額	..... P 5~6
(3) 年齢調整後医療費指数	..... P 7
2 令和5年度の算定結果	
(1) 算定結果のポイント	..... P 8
(2) 国民健康保険事業費納付金	..... P 9
(3) 標準保険料率等	..... P 10~12
(4) 国民健康保険給付費等交付金(普通交付金)	..... P 13

# 1-(1)-① 制度改革後の国保財政の仕組み

厚生労働省作成資料

- 都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払う（保険給付費等交付金の交付）ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。※ 納付金の額は、市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮。
- 市町村は都道府県が市町村ごとに決定した納付金に見合った保険料を設定、徴収して都道府県に納付する。

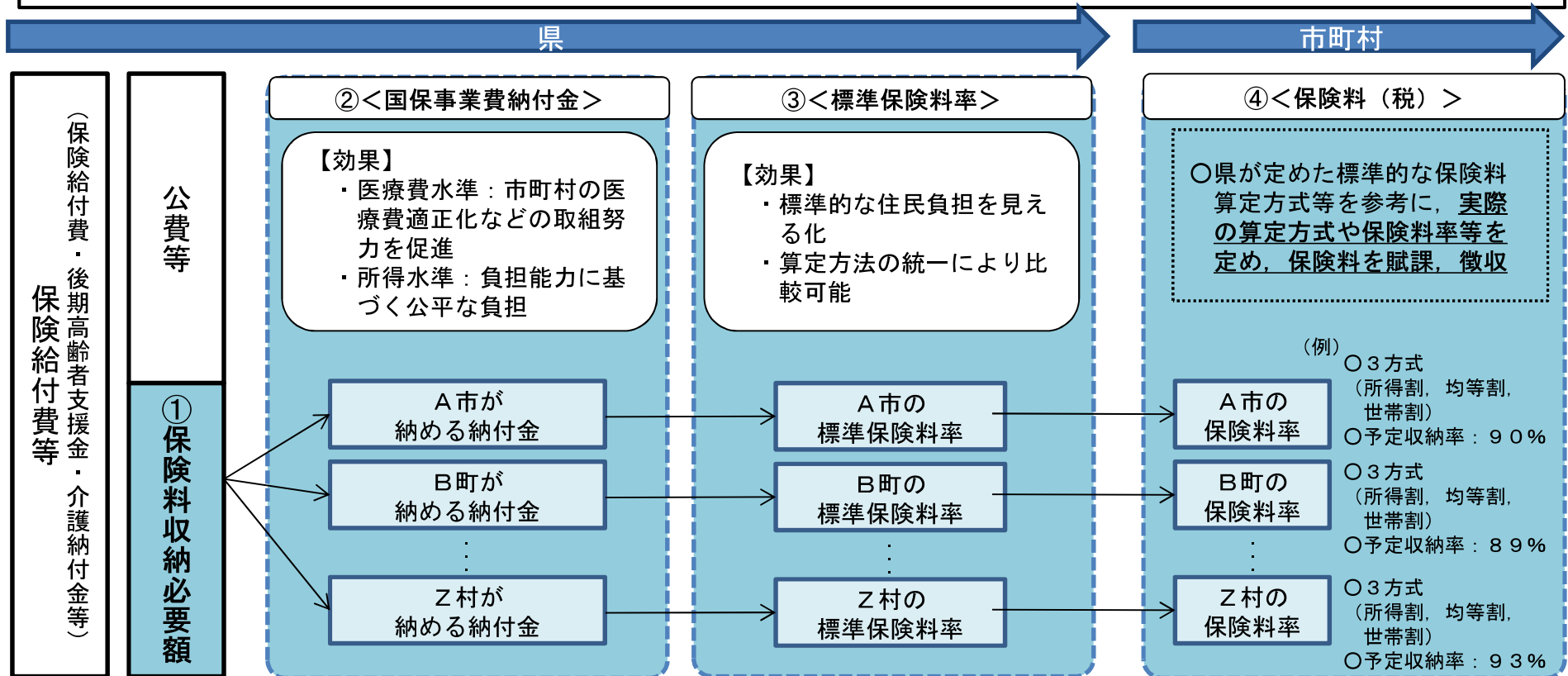


# 1-(1)-② 保険料(税)の標準的な算定方法

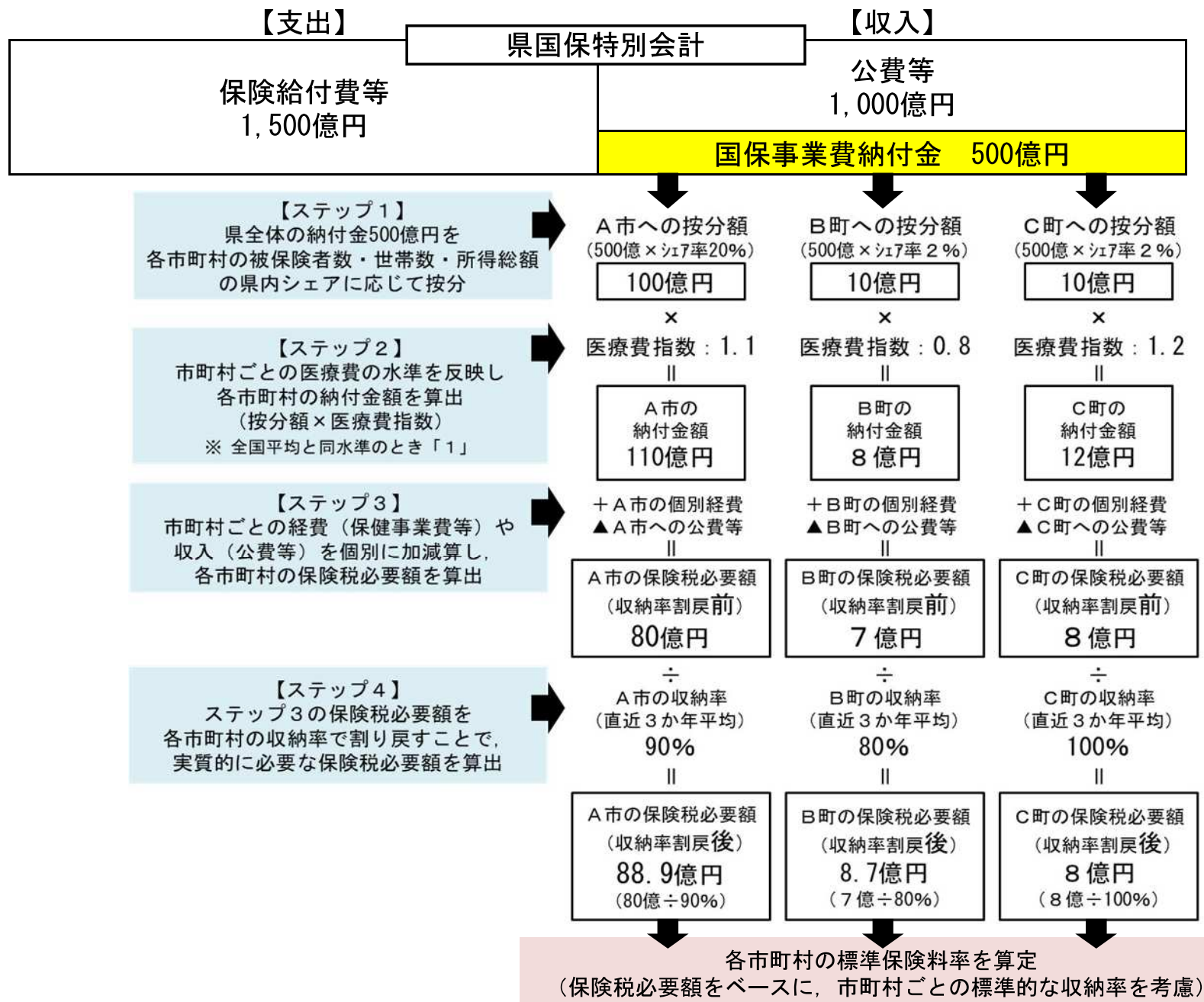
県国保運営方針  
＜概要版＞より

## 標準的な保険料(税)算定のイメージ

- 県は、財政運営の責任主体として保険給付費等を県全体で賄うために、
  - ① 保険給付費等の見込みに見合う「保険料収納必要額」を算出。
  - ② 各市町村が県に納める額（国保事業費納付金）を決定（医療費水準，所得水準を考慮）。
  - ③ 標準的な保険料の算定方法（算定方式，市町村規模別の収納目標等），市町村ごとの標準保険料率を示す。
- 市町村は、
  - ④ 県が示した標準保険料率等（③）を参考に，実際の保険料算定方式や保険料率等を定め，保険料を賦課・徴収。



# 1-(1)-③ 国保事業費納付金の算定イメージ（概要）



# 1-(1)-④ 国民健康保険事業費納付金等における本県の主な算定方針

項 目		算 定 方 針 等
1 算定 基礎的 な 方針	①県又は二次医療圏ごとで統一の保険料水準とするか。	統一の保険料水準とはしない。 (※統一に向けては引き続き検討)
	②県又は二次医療圏ごとで高額医療費を共同で負担するための調整を行うか。	高額医療費を共同で負担するための調整は行わない。
	③納付金として集め、また、保険給付費等交付金で交付する対象範囲を療養の給付等以外の出産育児一時金、葬祭費、保健事業等に拡大するか。	対象範囲は拡大しない。
2 主に 納付金 の算定 に必要 な 係数、 方針	① $\alpha$ (医療費指数反映係数) の設定の仕方	保険料水準を当面統一化しないため、 $\alpha = 1$ を基本。 (激変緩和で $\alpha$ の調整は基本行わない)
	② $\beta$ (所得シェア反映係数) の設定の仕方 (医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分) ※必要に応じ、 $\beta'$ についても設定	$\beta$ = 所得係数を基本。 (激変緩和で $\beta$ の調整は基本行わない)
	③賦課限度額 (医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分、市町村標準保険料率の算定にも当該賦課限度額を用いる)	地方税法施行令に示されている限度額とする。 (医療分65万円、後期分20万円、介護分17万円)
	④保険者努力支援制度の県分の扱い	納付金総額から差し引く。
	⑤所得のシェアや人数のシェアで納付金の配分を行う際、世帯数や資産税総額を勘案するかどうか。	世帯数を勘案する。(= 3方式 (所得割, 均等割, 平等割))
3 主に 標準 保険料 率の算 定に必 要な 係数、 方針	①標準的な収納率 (医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分/各市町村の規模別等)	各市町村の実態に応じた収納率とし、直近3か年の平均値により設定する。
	②標準的な算定方式 (2方式, 3方式, 4方式)	3方式 (所得割, 均等割, 平等割)
	③所得割指数, 資産割指数, 均等割指数, 平等割指数 (医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分)	所得割指数=1.0, 均等割指数=0.7, 平等割指数=0.3
	④県繰入金 (1号分) を活用した激変緩和措置の調整する範囲 (標準保険料率の算定に必要な保険料総額 (e) の増加を一定割合以内に収める際の基準)	平成28年度からの自然増率 (標準保険料率の算定に必要な保険料総額ベース) ※ただし、自然増率がマイナスの場合は0%とする。 ※医療、後期、介護、計のそれぞれに設定 ※H31以降、激変緩和措置額を充てる額を6分の1ずつ減
	⑤保険者努力支援制度の県分の扱い (再掲)	2④と同じ

※ 考え方は鹿児島県国保運営方針に記載のとおり。

# 1-(2) 令和5年度国民健康保険事業費納付金の算定に当たり知事が定める数及び県が定める額

## <ポイント>

- 国民健康保険事業費納付金の算定については、「鹿児島県国民健康保険条例（以下「条例」という。）」、「国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（以下「省令」という。）」及び「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（以下「算定政令」という。）」の規定において、毎年度知事又は都道府県が定めることとされている係数がある。
- これらの係数は、納付金の算定上重要な係数であるため、あらかじめ、都道府県国民健康保険運営方針でその算定方針等を定めることとされており、本県においては平成29年11月に作成した「鹿児島県国民健康保険運営方針」でこれらの算定方針等を定めている。

## <知事が定める数>

係数名	知事が定める数			根拠規定	解説
	R4年度	R5年度	R5-R4		
医療費指数反映係数	1	1	0	条例第11条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚労省の納付金等ガイドラインでは「<math>\alpha</math>」。</li> <li>・各市町村の医療費水準（年齢調整後医療費指数）を納付金の配分にどの程度反映させるかを決定する係数である。</li> <li>・<math>0 \leq \alpha \leq 1</math>で知事が定めることとされており、本県では医療費水準を全て納付金の配分に反映させるため、「1」とする。</li> </ul>
一般納付金所得係数	0.6852939379332	0.6834030240713	-0.0018909138619		<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚労省の納付金等ガイドラインでは「<math>\beta</math>」。</li> <li>・納付金の配分において、応能：応益=<math>\beta</math>：1とすることとされており、本県では「所得係数=本県の1人当たり所得金額/全国平均の1人当たり所得金額」とすることとしている。</li> <li>・<math>\beta</math>の計算は厚労省が行い、令和4年12月26日付けの国確定係数通知で示されている。</li> </ul>
後期高齢者支援金等納付金所得係数	0.7096975300859	0.7040771954528	-0.0056203346331		
介護納付金納付金所得係数	0.6995484280313	0.7024144544868	0.0028660264555		
一般納付金被保険者均等割指数	0.7	0.7	0	条例第16条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納付金の配分において、均等割（被保険者数割）と平等割（世帯数割）を按分するための係数。</li> <li>・均等割指数は<math>0 &lt; \text{指数} &lt; 1</math>で知事が定めることとされており、本県では均等割：平等割=7:3とし、均等割指数は「0.7」とすることとしている。</li> </ul>
後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数	0.7	0.7	0	条例第20条	
介護納付金納付金被保険者均等割指数	0.7	0.7	0	条例第24条	
一般納付金基礎額調整係数	0.8340342445388	0.8337968843199	-0.0002373602189	省令第10条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚労省の納付金等ガイドラインでは「<math>\gamma</math>」。</li> <li>・納付金基礎額を市町村に按分した後に、納付金基礎額と按分後の市町村計を合わせるための調整係数である。</li> <li>・省令では、計算式を2通り規定し、知事が選択することとされている。本県では第1号の計算式を選択することとしている（納付金算定において標準収納割合の調整は行わない）こととしている。</li> <li>・一般納付金基礎額調整係数（医療分）では、医療費水準を反映させることから調整係数が「0.84程度」となっているが、後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数と介護納付金納付金基礎額調整係数は端数調整のみであるためほぼ「1」となる。</li> </ul>
後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数	0.999999979573	0.999999977974	-0.000000001599	省令第16条	
介護納付金納付金基礎額調整係数	0.999999932097	0.999999927528	-0.000000004569	省令第25条	

## <県が定める額>

係数名	県が定める額	根拠規定	解説
市町村別納付金減算額（一部）	別紙（次ページ）のとおり	算定政令第13条第1号、第2号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町村の納付金額を算定する際に、高額医療費共同負担金（国1/4、県1/4）と特別高額医療費負担金（国が予算の範囲内で一部を負担）の額を市町村ごとに減算する額。</li> <li>・算定政令では、当該負担金の額を減算するか、減算しないか2通り規定し、いずれかを都道府県が選択することとされている。本県では高額医療費の共同負担を行わない（国保運営方針の「基礎的な算定方針」参照）ため、当該負担金の額を各市町村の納付金額から減算している。</li> </ul>

# 1-(2) 令和5年度国民健康保険事業費納付金の算定に当たり知事が定める数及び県が定める額

<県が定める額>別紙

市 町 村 名	算定政令第13条第1号に基づき県が定める額 (高額負担金分を各市町村の納付金額から減算する額)			算定政令第13条第2号に基づき県が定める額 (特別高額負担金分を各市町村の納付金額から減算する額)		
	R4年度	R5年度	R5-R4	R4年度	R5年度	R5-R4
	鹿 児 島 市	1,002,996,746円	964,778,227円	▲38,218,519円	50,493,481円	37,261,304円
鹿 屋 市	167,919,073円	164,895,025円	▲3,024,048円	4,412,333円	4,559,050円	+146,717円
枕 崎 市	49,432,619円	48,649,641円	▲782,978円	1,165,566円	1,294,343円	+128,777円
阿 久 根 市	46,674,824円	45,154,784円	▲1,520,040円	1,536,801円	1,191,444円	▲345,357円
出 水 市	102,020,172円	103,721,082円	+1,700,910円	3,171,121円	4,545,523円	+1,374,402円
指 宿 市	89,462,559円	85,619,542円	▲3,843,017円	2,919,060円	2,354,354円	▲564,706円
西 之 表 市	34,838,985円	31,216,698円	▲3,622,287円	1,022,058円	340,183円	▲681,875円
垂 水 市	31,965,361円	31,167,899円	▲797,462円	1,347,591円	1,357,605円	+10,014円
薩 摩 川 内 市	160,311,284円	157,953,141円	▲2,358,143円	3,083,055円	3,791,630円	+708,575円
日 置 市	87,528,718円	88,635,153円	+1,106,435円	3,879,861円	3,375,869円	▲503,992円
曾 於 市	75,470,220円	71,327,243円	▲4,142,977円	2,344,297円	1,628,712円	▲715,585円
霧 島 市	212,667,178円	199,754,951円	▲12,912,227円	6,218,332円	6,893,657円	+675,325円
いちき串木野市	57,211,506円	57,132,676円	▲78,830円	2,291,093円	2,165,883円	▲125,210円
南 さ つ ま 市	66,951,507円	68,171,118円	+1,219,611円	2,158,401円	2,045,926円	▲112,475円
志 布 志 市	61,035,710円	59,139,021円	▲1,896,689円	2,101,599円	1,483,714円	▲617,885円
奄 美 市	71,229,244円	68,546,395円	▲2,682,849円	1,123,691円	1,811,415円	+687,724円
南 九 州 市	74,759,008円	71,437,416円	▲3,321,592円	2,024,724円	1,776,000円	▲248,724円
伊 佐 市	47,142,544円	45,964,288円	▲1,178,256円	682,689円	777,064円	+94,375円
始 良 市	147,682,530円	147,250,779円	▲431,751円	3,884,110円	3,974,259円	+90,149円
三 島 村	1,553,528円	1,249,430円	▲304,098円	0円	0円	0円
十 島 村	1,412,783円	1,736,016円	+323,233円	0円	107,514円	+107,514円
さ つ ま 町	40,961,766円	42,401,202円	+1,439,436円	1,537,028円	1,855,520円	+318,492円
長 島 町	27,955,934円	25,886,386円	▲2,069,548円	784,579円	556,682円	▲227,897円
湧 水 町	20,620,370円	21,657,404円	+1,037,034円	284,641円	468,438円	+183,797円
大 崎 町	25,520,423円	27,401,389円	+1,880,966円	538,510円	516,293円	▲22,217円
東 串 良 町	21,728,768円	21,695,225円	▲33,543円	771,798円	657,446円	▲114,352円
錦 江 町	20,442,028円	21,635,056円	+1,193,028円	1,717,679円	1,897,670円	+179,991円
南 大 隅 町	19,776,988円	17,750,521円	▲2,026,467円	291,473円	248,287円	▲43,186円
肝 付 町	34,521,821円	31,666,666円	▲2,855,155円	1,326,211円	1,008,494円	▲317,717円
中 種 子 町	19,904,042円	18,101,948円	▲1,802,094円	763,920円	650,735円	▲113,185円
南 種 子 町	13,937,576円	12,719,052円	▲1,218,524円	79,953円	68,107円	▲11,846円
屋 久 島 町	26,877,304円	30,776,271円	+3,898,967円	156,241円	1,291,650円	+1,135,409円
大 宇 和 村	2,191,928円	2,907,481円	+715,553円	0円	0円	0円
瀬 戸 内 町	3,464,344円	3,004,645円	▲459,699円	0円	0円	0円
龍 郷 町	13,653,874円	15,339,741円	+1,685,867円	324,439円	613,895円	+289,456円
龍 喜 徳 之 島 町	8,445,475円	9,461,983円	+1,016,508円	69,835円	59,488円	▲10,347円
喜 徳 之 島 町	18,456,853円	16,038,036円	▲2,418,817円	1,685,888円	1,368,459円	▲317,429円
天 城 町	20,972,884円	21,247,468円	+274,584円	1,415,096円	1,815,039円	+399,943円
伊 仙 町	16,361,521円	14,193,140円	▲2,168,381円	1,854,220円	1,640,476円	▲213,744円
和 泊 町	14,052,250円	13,043,514円	▲1,008,736円	0円	58,070円	+58,070円
知 名 町	14,619,283円	16,021,201円	+1,401,918円	700,206円	529,923円	▲170,283円
与 論 町	16,125,082円	14,985,467円	▲1,139,615円	374,440円	401,897円	+27,457円
計	8,372,437円	8,616,108円	+243,671円	0円	0円	0円
計	2,999,229,050円	2,920,050,429円	▲79,178,621円	110,536,020円	98,442,018円	▲12,094,002円



## 1-(3) 年齢調整後医療費指数

### <ポイント>

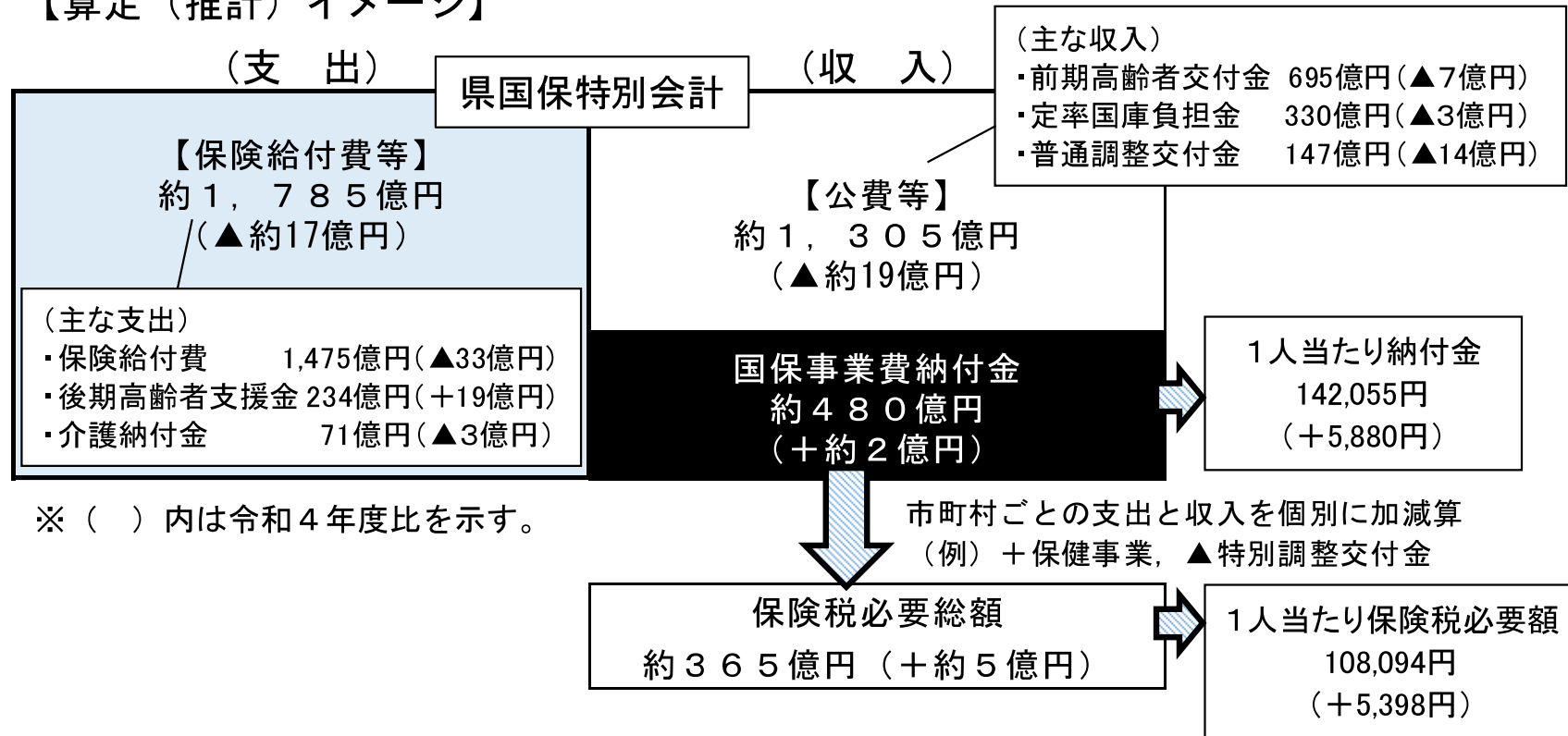
- 年齢調整後医療費指数は、各市町村の「年齢構成の差異を調整した医療費水準」であり、この水準が全国平均と同じである場合は指数は1となり、全国平均より高い場合は1より高く、低い場合は1より低くなる。
- 年齢調整後医療費指数は、過去3か年(R1～R3)の各年齢階級(5歳階級別)における全国平均の1人当たり医療費、各市町村の1人当たり医療費実績及び被保険者数から算出され、各市町村の納付金の算出に用いられる。

市町村名	R4年度	R5年度	R4→R5伸び率	市町村名	R4年度	R5年度	R4→R5伸び率
鹿児島市	1.2401245010742	1.2393276715059	▲0.06%	長島町	1.3211073789793	1.3219642426378	+0.06%
鹿屋市	1.0572516945441	1.0628391733772	+0.53%	湧水町	1.2770730604182	1.2943634971017	+1.35%
枕崎市	1.2896955341660	1.2859385897601	▲0.29%	大崎町	1.1009464193499	1.1249283326092	+2.18%
阿久根市	1.3132593702963	1.3179785472170	+0.36%	東串良町	1.1321600712324	1.1497852881729	+1.56%
出水市	1.2131714812431	1.2073243746179	▲0.48%	錦江町	1.1688233077032	1.1667958795026	▲0.17%
指宿市	1.1980231699900	1.2042994284671	+0.52%	南大隅町	1.3105119694718	1.2815862608502	▲2.21%
西之表市	0.9942929839441	1.0107973185246	+1.66%	肝付町	1.1631306698346	1.1506417238391	▲1.07%
垂水市	1.1837466184261	1.2224247933081	+3.27%	中種子町	1.0462028235126	1.0268845422458	▲1.85%
薩摩川内市	1.2232955291844	1.2216735969384	▲0.13%	南種子町	1.0869681208488	1.0803288915456	▲0.61%
日置市	1.2160579978748	1.2270315075919	+0.90%	屋久島町	0.9790766994400	1.0113907394618	+3.30%
曾於市	1.1763330144043	1.1745973372776	▲0.15%	大和村	1.0669445031870	1.0745891133115	+0.72%
霧島市	1.2572509285508	1.2393173413352	▲1.43%	宇検村	0.9382239450432	0.8592544230445	▲8.42%
いちき串木野市	1.3823210916070	1.4066815017418	+1.76%	瀬戸内町	1.1237388733217	1.1382551561416	+1.29%
南さつま市	1.3769866157911	1.3744375400401	▲0.19%	龍郷町	1.0842025646117	1.0662214209093	▲1.66%
志布志市	1.1060776167759	1.1135736745909	+0.68%	喜界町	0.9598407648273	0.9189323222408	▲4.26%
奄美市	1.0282329401881	1.0145206397602	▲1.33%	徳之島町	1.0197160134593	1.0526773054519	+3.23%
南九州市	1.2667258799833	1.2567937021966	▲0.78%	天城町	1.1428211859191	1.1271550115233	▲1.37%
伊佐市	1.2108832719258	1.2095536915619	▲0.11%	伊仙町	1.0526385235126	1.0216562381442	▲2.94%
始良市	1.2163271063023	1.2283934631678	+0.99%	和泊町	0.8856062282612	0.9440098456849	+6.59%
三島村	1.4252982694516	1.1382169112869	▲20.14%	知名町	0.9744659718265	0.9973378208685	+2.35%
十島村	1.0981232849550	1.1915659916446	+8.51%	与論町	0.7998256014055	0.7841156301486	▲1.96%
さつま町	1.3031154738852	1.2952938229447	▲0.60%				

## 2-(1) 令和5年度算定結果のポイント

- 令和5年度は、団塊の世代（昭和22年～24年出生）のうち、昭和23年生まれの被保険者が後期高齢者医療制度へ移行する年度であり、1人当たり医療費が高い年齢層の減少に伴う保険給付費等の支出の減少等があった一方で、後期高齢者医療制度へ拠出する後期高齢者支援金の支出が増加したことや国費の収入の減少等が生じたため、市町村が県に納める令和5年度納付金総額は令和4年度比+約2億円の約480億円となった。
- 1人当たり保険税必要額は、納付金総額の増加や被保険者数の減少等により、令和4年度比+5,398円の108,094円となった。

### 【算定（推計）イメージ】



(注) この資料の保険税必要額は、低所得者に対する国保税の軽減措置等を反映していないため、被保険者の実際の負担額とは異なる。



2-(3) 標準保険料率等①

<ポイント>

- 標準保険料率は、都道府県内全ての市町村の標準的な水準を表す「都道府県標準保険料率」(算定方式は全国統一で2方式)と、市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表す「市町村標準保険料率」(本県の算定方式は3方式)がある。
- 市町村標準保険料率は、各市町村の納付金額を基礎額として、市町村ごとに個別事情の加減算(推計可能な市町村向けの公費支援額等の減算や保健事業費等の経費の加算等)を行った額を市町村ごとの標準的な収納率で割り戻すなどにより算出し、各市町村が国税税率を決定する際に参考とするために県が示すものである。
- 1人当たり保険税必要額は、標準保険料率の算定に必要な保険料総額を被保険者数で除した額であり、低所得者に対する軽減措置や、一般会計繰入等による市町村独自の負担軽減を反映していないため、被保険者の実際の負担額とは異なる。

○都道府県標準保険料率

都道府県名	区 分	R4年度			R4一人当たり 保険税必要額
		所得割率	均等割額	平等割額	
鹿 児 島 県	医 療 給 付 費 分	7.41%	45,333円	/	102,696円
	後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	2.50%	14,800円		
	介 護 納 付 金 分	2.17%	15,479円		

R5年度			R5一人当たり 保険税必要額
所得割率	均等割額	平等割額	
7.44%	45,920円	/	108,094円
2.82%	16,862円		
2.38%	16,958円		

R5-R4			R5-R4 (一人当たり保 険税必要額)	増減率
所得割率	均等割額	平等割額		
0.03%	587円	/	5,398円	5.26%
0.32%	2,062円			
0.21%	1,479円			

○市町村標準保険料率

市町村名	区 分	R4年度			R4一人当たり 保険税必要額
		所得割率	均等割額	平等割額	
鹿 児 島 市	医 療 給 付 費 分	8.11%	34,857円	23,492円	110,247円
	後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	2.50%	10,392円	7,004円	
	介 護 納 付 金 分	2.15%	10,786円	5,436円	
鹿 屋 市	医 療 給 付 費 分	6.54%	28,121円	18,952円	93,550円
	後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	2.51%	10,436円	7,033円	
	介 護 納 付 金 分	2.28%	11,398円	5,745円	
枕 崎 市	医 療 給 付 費 分	8.31%	35,701円	24,060円	118,154円
	後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	2.47%	10,263円	6,917円	
	介 護 納 付 金 分	2.11%	10,588円	5,336円	
阿 久 根 市	医 療 給 付 費 分	7.49%	32,178円	21,687円	99,884円
	後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	2.46%	10,253円	6,910円	
	介 護 納 付 金 分	2.18%	10,926円	5,507円	
出 水 市	医 療 給 付 費 分	5.67%	24,353円	16,413円	89,361円
	後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	2.50%	10,405円	7,013円	
	介 護 納 付 金 分	2.19%	10,983円	5,535円	
指 宿 市	医 療 給 付 費 分	7.65%	32,894円	22,169円	112,323円
	後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	2.53%	10,510円	7,083円	
	介 護 納 付 金 分	2.10%	10,516円	5,300円	
西 之 表 市	医 療 給 付 費 分	5.93%	25,478円	17,171円	91,685円
	後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	2.42%	10,077円	6,791円	
	介 護 納 付 金 分	2.02%	10,107円	5,094円	
垂 水 市	医 療 給 付 費 分	6.94%	29,831円	20,104円	95,124円
	後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	2.53%	10,531円	7,097円	
	介 護 納 付 金 分	2.20%	10,999円	5,543円	
薩 摩 川 内 市	医 療 給 付 費 分	7.89%	33,886円	22,837円	102,846円
	後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	2.43%	10,109円	6,813円	
	介 護 納 付 金 分	2.07%	10,393円	5,238円	
日 置 市	医 療 給 付 費 分	7.81%	33,561円	22,618円	105,645円
	後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	2.46%	10,217円	6,886円	
	介 護 納 付 金 分	2.12%	10,614円	5,350円	

R5年度			R5一人当たり 保険税必要額
所得割率	均等割額	平等割額	
8.15%	35,321円	23,536円	116,671円
2.85%	11,943円	7,958円	
2.39%	11,941円	6,067円	
6.52%	28,239円	18,817円	97,017円
2.79%	11,683円	7,785円	
2.43%	12,150円	6,173円	
7.87%	34,085円	22,713円	117,544円
2.78%	11,648円	7,761円	
2.31%	11,539円	5,863円	
7.29%	31,574円	21,040円	104,112円
2.76%	11,573円	7,712円	
2.37%	11,815円	6,002円	
5.38%	23,295円	15,523円	90,266円
2.82%	11,827円	7,881円	
2.39%	11,952円	6,072円	
7.58%	32,831円	21,877円	116,638円
2.87%	12,012円	8,004円	
2.36%	11,772円	5,981円	
6.19%	26,829円	17,878円	98,036円
2.73%	11,459円	7,636円	
2.27%	11,343円	5,763円	
6.92%	29,956円	19,962円	97,710円
2.80%	11,721円	7,810円	
2.40%	12,005円	6,099円	
8.04%	34,808円	23,195円	111,191円
2.81%	11,778円	7,848円	
2.35%	11,739円	5,964円	
7.82%	33,880円	22,576円	109,262円
2.76%	11,567円	7,708円	
2.34%	11,688円	5,938円	

R5-R4			R5-R4 (一人当たり保 険税必要額)	増減率
所得割率	均等割額	平等割額		
0.04%	464円	44円	6,424円	5.83%
0.35%	1,551円	954円		
0.24%	1,155円	631円		
-0.02%	118円	-135円	3,467円	3.71%
0.28%	1,247円	752円		
0.15%	752円	428円		
-0.44%	-1,616円	-1,347円	-610円	-0.52%
0.31%	1,385円	844円		
0.20%	951円	527円		
-0.20%	-604円	-647円	4,228円	4.23%
0.30%	1,320円	802円		
0.19%	889円	495円		
-0.29%	-1,058円	-890円	905円	1.01%
0.32%	1,422円	868円		
0.20%	969円	537円		
-0.07%	-63円	-292円	4,315円	3.84%
0.34%	1,502円	921円		
0.26%	1,256円	681円		
0.26%	1,351円	707円	6,351円	6.93%
0.31%	1,382円	845円		
0.25%	1,236円	669円		
-0.02%	125円	-142円	2,586円	2.72%
0.27%	1,190円	713円		
0.20%	1,006円	556円		
0.15%	922円	358円	8,345円	8.11%
0.38%	1,669円	1,035円		
0.28%	1,346円	726円		
0.01%	319円	-42円	3,617円	3.42%
0.30%	1,350円	822円		
0.22%	1,074円	588円		

2-(3) 標準保険料率等②

市町村名	区分	R4年度			R4一人当たり 保険料必要額	R5年度			R5一人当たり 保険料必要額	R5-R4			R5-R4 (一人当たり保 険料必要額)	増減率
		所得割率	均等割額	平等割額		所得割率	均等割額	平等割額		所得割率	均等割額	平等割額		
曾於市	医療給付費分	7.80%	33,515円	22,587円	114,246円	7.82%	33,875円	22,573円	118,787円	0.02%	360円	-14円	4,541円	3.97%
	後期高齢者支援金等分	2.49%	10,383円	6,998円		2.85%	11,928円	7,949円		0.36%	1,545円	951円		
	介護納付金分	2.20%	11,020円	5,554円		2.41%	12,053円	6,124円		0.21%	1,033円	570円		
霧島市	医療給付費分	7.22%	31,036円	20,916円	98,292円	7.17%	31,034円	20,680円	101,837円	-0.05%	-2円	-236円	3,545円	3.61%
	後期高齢者支援金等分	2.41%	10,012円	6,747円		2.75%	11,510円	7,670円		0.34%	1,498円	923円		
	介護納付金分	2.10%	10,498円	5,291円		2.33%	11,635円	5,911円		0.23%	1,137円	620円		
いちき串木野市	医療給付費分	7.74%	33,248円	22,407円	104,537円	8.08%	34,999円	23,322円	112,846円	0.34%	1,751円	915円	8,309円	7.95%
	後期高齢者支援金等分	2.44%	10,165円	6,851円		2.78%	11,650円	7,763円		0.34%	1,485円	912円		
	介護納付金分	2.20%	11,026円	5,557円		2.39%	11,935円	6,064円		0.19%	909円	507円		
南さつま市	医療給付費分	8.13%	34,949円	23,554円	109,679円	8.25%	35,736円	23,813円	115,818円	0.12%	787円	259円	6,139円	5.60%
	後期高齢者支援金等分	2.55%	10,612円	7,152円		2.82%	11,824円	7,879円		0.27%	1,212円	727円		
	介護納付金分	2.25%	11,257円	5,674円		2.43%	12,111円	6,153円		0.18%	854円	479円		
志布志市	医療給付費分	6.72%	28,871円	19,457円	101,158円	6.71%	29,049円	19,357円	104,935円	-0.01%	178円	-100円	3,777円	3.73%
	後期高齢者支援金等分	2.47%	10,278円	6,927円		2.79%	11,681円	7,784円		0.32%	1,403円	857円		
	介護納付金分	2.01%	10,090円	5,085円		2.23%	11,136円	5,658円		0.22%	1,046円	573円		
奄美市	医療給付費分	5.54%	23,802円	16,041円	81,115円	5.75%	24,893円	16,588円	87,868円	0.21%	1,091円	547円	6,753円	8.33%
	後期高齢者支援金等分	2.53%	10,544円	7,106円		2.81%	11,785円	7,853円		0.28%	1,241円	747円		
	介護納付金分	2.14%	10,700円	5,393円		2.29%	11,424円	5,804円		0.15%	724円	411円		
南九州市	医療給付費分	8.21%	35,283円	23,779円	123,168円	8.09%	35,053円	23,358円	125,273円	-0.12%	-230円	-421円	2,105円	1.71%
	後期高齢者支援金等分	2.49%	10,347円	6,973円		2.80%	11,757円	7,834円		0.31%	1,410円	861円		
	介護納付金分	2.15%	10,795円	5,441円		2.35%	11,745円	5,967円		0.20%	950円	526円		
伊佐市	医療給付費分	7.32%	31,446円	21,193円	99,623円	6.88%	29,782円	19,845円	99,355円	-0.44%	-1,664円	-1,348円	-268円	-0.27%
	後期高齢者支援金等分	2.47%	10,291円	6,935円		2.90%	12,144円	8,093円		0.43%	1,853円	1,158円		
	介護納付金分	2.21%	11,048円	5,568円		2.43%	12,110円	6,153円		0.22%	1,062円	585円		
始良市	医療給付費分	7.71%	33,117円	22,319円	105,116円	7.96%	34,495円	22,986円	111,952円	0.25%	1,378円	667円	6,836円	6.50%
	後期高齢者支援金等分	2.52%	10,499円	7,076円		2.80%	11,727円	7,814円		0.28%	1,228円	738円		
	介護納付金分	2.37%	11,882円	5,988円		2.55%	12,733円	6,469円		0.18%	851円	481円		
三島村	医療給付費分	10.49%	45,068円	30,374円	137,778円	5.54%	23,988円	15,985円	98,357円	-4.95%	-21,080円	-14,389円	-39,421円	-28.61%
	後期高齢者支援金等分	2.47%	10,259円	6,914円		2.85%	11,925円	7,947円		0.38%	1,666円	1,033円		
	介護納付金分	2.32%	11,647円	5,870円		2.57%	12,836円	6,522円		0.25%	1,189円	652円		
十島村	医療給付費分	4.45%	19,101円	12,873円	89,141円	5.98%	25,903円	17,261円	123,489円	1.53%	6,802円	4,388円	34,348円	38.53%
	後期高齢者支援金等分	2.09%	8,704円	5,866円		2.55%	10,683円	7,119円		0.46%	1,979円	1,253円		
	介護納付金分	1.84%	9,212円	4,643円		2.18%	10,877円	5,526円		0.34%	1,665円	883円		
さつま町	医療給付費分	8.47%	36,403円	24,534円	117,459円	8.40%	36,403円	24,258円	120,020円	-0.07%	円	-276円	2,561円	2.18%
	後期高齢者支援金等分	2.39%	9,938円	6,698円		2.70%	11,317円	7,541円		0.31%	1,379円	843円		
	介護納付金分	1.99%	9,948円	5,014円		2.24%	11,201円	5,691円		0.25%	1,253円	677円		
長島町	医療給付費分	4.66%	20,024円	13,495円	76,827円	6.54%	28,326円	18,875円	111,150円	1.88%	8,302円	5,380円	34,323円	44.68%
	後期高齢者支援金等分	2.48%	10,321円	6,956円		2.78%	11,632円	7,751円		0.30%	1,311円	795円		
	介護納付金分	2.20%	11,030円	5,559円		2.38%	11,907円	6,049円		0.18%	877円	490円		
湧水町	医療給付費分	7.34%	31,529円	21,249円	101,472円	7.65%	33,127円	22,074円	107,699円	0.31%	1,598円	825円	6,227円	6.14%
	後期高齢者支援金等分	2.46%	10,252円	6,909円		2.79%	11,694円	7,792円		0.33%	1,442円	883円		
	介護納付金分	2.18%	10,898円	5,492円		2.35%	11,723円	5,956円		0.17%	825円	464円		
大崎町	医療給付費分	6.73%	28,937円	19,502円	100,203円	6.99%	30,255円	20,161円	107,329円	0.26%	1,318円	659円	7,126円	7.11%
	後期高齢者支援金等分	2.52%	10,507円	7,081円		2.80%	11,756円	7,834円		0.28%	1,249円	753円		
	介護納付金分	2.25%	11,276円	5,683円		2.42%	12,078円	6,136円		0.17%	802円	453円		
東串良町	医療給付費分	7.31%	31,425円	21,179円	121,595円	7.35%	31,819円	21,203円	124,249円	0.04%	394円	24円	2,654円	2.18%
	後期高齢者支援金等分	2.54%	10,550円	7,110円		2.81%	11,798円	7,862円		0.27%	1,248円	752円		
	介護納付金分	2.20%	11,006円	5,547円		2.36%	11,768円	5,979円		0.16%	762円	432円		
錦江町	医療給付費分	7.16%	30,784円	20,747円	99,778円	7.22%	31,272円	20,838円	104,161円	0.06%	488円	91円	4,383円	4.39%
	後期高齢者支援金等分	2.47%	10,285円	6,932円		2.75%	11,513円	7,672円		0.28%	1,228円	740円		
	介護納付金分	2.11%	10,550円	5,317円		2.27%	11,332円	5,757円		0.16%	782円	440円		

2-(3) 標準保険料率等③

市町村名	区分	R4年度			R4一人当たり 保険料必要額	R5年度			R5一人当たり 保険料必要額	R5-R4			R5-R4 (一人当たり保 険料必要額)	増減率
		所得割率	均等割額	平等割額		所得割率	均等割額	平等割額		所得割率	均等割額	平等割額		
南大隅町	医療給付費分	8.31%	35,724円	24,076円	109,748円	8.14%	35,251円	23,490円	116,048円	-0.17%	-473円	-586円	6,300円	5.74%
	後期高齢者支援金等分	2.49%	10,359円	6,982円		2.80%	11,739円	7,822円		0.31%	1,380円	840円		
	介護納付金分	2.12%	10,601円	5,343円		2.33%	11,642円	5,915円		0.21%	1,041円	572円		
肝付町	医療給付費分	7.09%	30,451円	20,522円	95,217円	6.78%	29,372円	19,573円	94,942円	-0.31%	-1,079円	-949円	-275円	-0.29%
	後期高齢者支援金等分	2.44%	10,143円	6,836円		2.74%	11,493円	7,659円		0.30%	1,350円	823円		
	介護納付金分	2.18%	10,923円	5,505円		2.35%	11,741円	5,965円		0.17%	818円	460円		
中種子町	医療給付費分	6.37%	27,385円	18,456円	103,067円	6.62%	28,665円	19,101円	112,528円	0.25%	1,280円	645円	9,461円	9.18%
	後期高齢者支援金等分	2.68%	11,139円	7,507円		2.97%	12,443円	8,292円		0.29%	1,304円	785円		
	介護納付金分	2.20%	11,045円	5,567円		2.37%	11,813円	6,001円		0.17%	768円	434円		
南種子町	医療給付費分	7.13%	30,630円	20,643円	106,634円	7.40%	32,051円	21,358円	110,706円	0.27%	1,421円	715円	4,072円	3.82%
	後期高齢者支援金等分	2.52%	10,492円	7,071円		2.77%	11,599円	7,729円		0.25%	1,107円	658円		
	介護納付金分	2.07%	10,352円	5,217円		2.25%	11,253円	5,717円		0.18%	901円	500円		
屋久島町	医療給付費分	5.63%	24,214円	16,319円	79,603円	5.79%	25,093円	16,721円	83,490円	0.16%	879円	402円	3,887円	4.88%
	後期高齢者支援金等分	2.61%	10,855円	7,316円		2.89%	12,126円	8,080円		0.28%	1,271円	764円		
	介護納付金分	2.24%	11,224円	5,657円		2.45%	12,250円	6,224円		0.21%	1,026円	567円		
大和村	医療給付費分	5.86%	25,190円	16,977円	83,896円	6.36%	27,559円	18,364円	93,506円	0.50%	2,369円	1,387円	9,610円	11.45%
	後期高齢者支援金等分	2.51%	10,444円	7,039円		2.77%	11,605円	7,733円		0.26%	1,161円	694円		
	介護納付金分	2.22%	11,139円	5,614円		2.34%	11,683円	5,935円		0.12%	544円	321円		
宇検村	医療給付費分	4.03%	17,323円	11,675円	66,717円	5.66%	24,506円	16,330円	86,082円	1.63%	7,183円	4,655円	19,365円	29.03%
	後期高齢者支援金等分	2.44%	10,155円	6,844円		2.72%	11,420円	7,610円		0.28%	1,265円	766円		
	介護納付金分	2.10%	10,527円	5,306円		2.30%	11,504円	5,845円		0.20%	977円	539円		
瀬戸内町	医療給付費分	5.35%	22,983円	15,489円	75,248円	6.10%	26,422円	17,607円	85,753円	0.75%	3,439円	2,118円	10,505円	13.96%
	後期高齢者支援金等分	2.35%	9,794円	6,600円		2.72%	11,416円	7,607円		0.37%	1,622円	1,007円		
	介護納付金分	2.03%	10,152円	5,117円		2.25%	11,223円	5,702円		0.22%	1,071円	585円		
龍郷町	医療給付費分	6.98%	29,977円	20,203円	100,613円	6.66%	28,845円	19,221円	101,405円	-0.32%	-1,132円	-982円	792円	0.79%
	後期高齢者支援金等分	2.49%	10,349円	6,975円		2.77%	11,624円	7,746円		0.28%	1,275円	771円		
	介護納付金分	2.28%	11,419円	5,755円		2.43%	12,142円	6,169円		0.15%	723円	414円		
喜界町	医療給付費分	4.94%	21,227円	14,306円	74,266円	4.89%	21,185円	14,117円	77,792円	-0.05%	-42円	-189円	3,526円	4.75%
	後期高齢者支援金等分	2.67%	11,103円	7,483円		2.82%	11,826円	7,880円		0.15%	723円	397円		
	介護納付金分	2.17%	10,866円	5,476円		2.32%	11,603円	5,895円		0.15%	737円	419円		
徳之島町	医療給付費分	4.96%	21,314円	14,364円	65,095円	5.05%	21,856円	14,564円	70,885円	0.09%	542円	200円	5,790円	8.89%
	後期高齢者支援金等分	2.59%	10,766円	7,256円		2.82%	11,815円	7,873円		0.23%	1,049円	617円		
	介護納付金分	2.33%	11,697円	5,895円		2.45%	12,216円	6,206円		0.12%	519円	311円		
天城町	医療給付費分	5.24%	22,526円	15,182円	64,180円	4.63%	20,054円	13,363円	64,166円	-0.61%	-2,472円	-1,819円	-14円	-0.02%
	後期高齢者支援金等分	2.57%	10,688円	7,203円		2.90%	12,147円	8,094円		0.33%	1,459円	891円		
	介護納付金分	2.26%	11,327円	5,709円		2.50%	12,477円	6,339円		0.24%	1,150円	630円		
伊仙町	医療給付費分	4.03%	17,320円	11,673円	51,506円	3.53%	15,305円	10,198円	51,443円	-0.50%	-2,015円	-1,475円	-63円	-0.12%
	後期高齢者支援金等分	2.68%	11,163円	7,523円		2.98%	12,471円	8,310円		0.30%	1,308円	787円		
	介護納付金分	2.34%	11,713円	5,903円		2.53%	12,649円	6,426円		0.19%	936円	523円		
和泊町	医療給付費分	5.45%	23,415円	15,780円	89,802円	5.76%	24,930円	16,613円	99,978円	0.31%	1,515円	833円	10,176円	11.33%
	後期高齢者支援金等分	2.51%	10,451円	7,043円		2.81%	11,787円	7,855円		0.30%	1,336円	812円		
	介護納付金分	2.10%	10,538円	5,311円		2.29%	11,436円	5,810円		0.19%	898円	499円		
知名町	医療給付費分	5.38%	23,124円	15,584円	77,893円	5.93%	25,702円	17,127円	94,482円	0.55%	2,578円	1,543円	16,589円	21.30%
	後期高齢者支援金等分	2.41%	10,015円	6,749円		2.74%	11,479円	7,649円		0.33%	1,464円	900円		
	介護納付金分	2.12%	10,596円	5,340円		2.26%	11,277円	5,729円		0.14%	681円	389円		
与論町	医療給付費分	4.52%	19,422円	13,089円	84,823円	4.62%	20,014円	13,336円	90,870円	0.10%	592円	247円	6,047円	7.13%
	後期高齢者支援金等分	2.55%	10,596円	7,141円		2.84%	11,919円	7,942円		0.29%	1,323円	801円		
	介護納付金分	2.21%	11,073円	5,581円		2.39%	11,930円	6,061円		0.18%	857円	480円		

## 2-(4) 国民健康保険給付費等交付金（普通交付金）

### <ポイント>

○ 国民健康保険給付費等交付金のうち、普通交付金は、平成30年度以降、市町村が療養の給付等に要する費用を支払うために必要な額を全額県から市町村へ交付するものである。

市町村名	R 4 年度	R 5 年度	R 5 - R 4	市町村名	R 4 年度	R 5 年度	R 5 - R 4
鹿 児 島 市	48,612,271,443円	47,690,998,497円	▲921,272,946円	長 島 町	1,512,423,584円	1,495,276,960円	▲17,146,624円
鹿 屋 市	8,151,889,710円	8,081,914,164円	▲69,975,546円	湧 水 町	1,099,989,022円	1,079,201,632円	▲20,787,390円
枕 崎 市	2,618,395,875円	2,500,466,335円	▲117,929,540円	大 崎 町	1,322,938,556円	1,080,355,608円	▲242,582,948円
阿 久 根 市	2,217,050,198円	2,249,575,860円	+32,525,662円	東 串 良 町	804,546,305円	773,518,820円	▲31,027,485円
出 水 市	5,485,045,532円	5,189,586,112円	▲295,459,420円	錦 江 町	1,023,104,233円	1,085,851,376円	+62,747,143円
指 宿 市	4,453,646,242円	4,255,492,723円	▲198,153,519円	南 大 隅 町	1,172,900,175円	1,074,070,995円	▲98,829,180円
西 之 表 市	1,442,215,191円	1,495,374,911円	+53,159,720円	肝 付 町	1,594,024,545円	1,565,700,018円	▲28,324,527円
垂 水 市	1,573,775,893円	1,483,085,469円	▲90,690,424円	中 種 子 町	891,374,836円	927,658,278円	+36,283,442円
薩 摩 川 内 市	8,103,050,891円	7,901,390,737円	▲201,660,154円	南 種 子 町	709,020,314円	658,226,965円	▲50,793,349円
日 置 市	4,507,226,442円	4,312,688,279円	▲194,538,163円	屋 久 島 町	1,396,648,290円	1,322,436,678円	▲74,211,612円
曾 於 市	4,029,779,530円	3,883,775,399円	▲146,004,131円	大 和 村	128,097,792円	131,625,590円	+3,527,798円
霧 島 市	10,829,774,529円	10,627,937,734円	▲201,836,795円	宇 検 村	128,547,149円	136,677,944円	+8,130,795円
いちき串木野市	2,996,435,772円	2,960,495,906円	▲35,939,866円	瀬 戸 内 町	881,175,450円	915,645,201円	+34,469,751円
南 さ つ ま 市	4,039,752,745円	3,832,244,958円	▲207,507,787円	龍 郷 町	528,680,514円	546,205,808円	+17,525,294円
志 布 志 市	3,338,020,163円	3,245,429,687円	▲92,590,476円	喜 界 町	805,516,226円	754,281,490円	▲51,234,736円
奄 美 市	3,636,158,088円	3,571,900,508円	▲64,257,580円	徳 之 島 町	1,218,286,660円	1,181,244,459円	▲37,042,201円
南 九 州 市	4,129,472,375円	4,228,732,948円	+99,260,573円	天 城 町	765,179,820円	829,816,180円	+64,636,360円
伊 佐 市	2,584,705,411円	2,448,192,825円	▲136,512,586円	伊 仙 町	828,256,023円	870,649,244円	+42,393,221円
始 良 市	6,868,988,062円	6,862,597,027円	▲6,391,035円	和 泊 町	743,904,269円	729,045,989円	▲14,858,280円
三 島 村	76,102,431円	72,653,443円	▲3,448,988円	知 名 町	743,938,819円	769,757,528円	+25,818,709円
十 島 村	104,213,341円	126,522,022円	+22,308,681円	与 論 町	433,926,675円	447,868,952円	+13,942,277円
さ つ ま 町	2,240,982,652円	2,069,414,780円	▲171,567,872円	計	150,771,431,773円	147,465,586,039円	▲3,305,845,734円